○農林水産省告示第九百六十八号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年四月七日

農林水産大臣　森山　裕

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Cyclamen L.	プラチナホワイト	長谷川康平 茨城県北茨城市華川町小豆畑138	第24010号 平成28年２月22日
〃	ミスティクブルー	小松良比古 長野県諏訪郡原村13651番地	第26361号 平成28年１月15日
〃	サンシャインいわきワインレッド	薄葉久長 福島県いわき市平上平窪字原田26番地の４	第27321号 平成28年１月15日
〃	ウインク　11-2	有限会社さかもと園芸 群馬県桐生市黒保根町下田沢2822番地10	第27602号 平成28年１月15日
Lathyrus odoratus L.	スプラッシュレッド	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通１	第28596号 平成27年11月18日
Oryza sativa L.	マキタもち	牧田克己 鳥取県東伯郡北栄町米里178	第27575号 平成27年11月20日
Primula L.	Kerbelruffle	David William Kerley Bethany, 49 Station Road, Over, Cambridge CB24 5NJ, United Kingdom Priscilla Grace Kerley Bethany, 49 Station Road, Over, Cambridge CB24 5NJ, United Kingdom Timothy Edward Kerley 37, Thornhill Place, Longstanton, Cambridge CB24 3EE, United Kingdom	第28374号 平成28年２月２日
Rosa L.	OLIJDOLOSW	京成バラ園芸株式会社 東京都墨田区押上一丁目12番１号	第26582号 平成27年11月20日
〃	MEIVELYNE	〃	第26977号 平成27年12月14日
〃	ナカシマピンクCL	中島均 岐阜県安八郡輪之内町四郷323	第28329号 平成28年２月５日
〃	EveraR008	株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン 愛知県長久手市砂子607番地	第28510号 平成28年１月20日
〃	2013キムラ03	有限会社キムラ企画 埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425―1	第28778号 平成27年11月20日
Tiarella L.	TNTIAAT	TERRA NOVA NURSERIES INC 10051 S MACKSBURG RD CANBY, OREGON 97013, USA	第27334号 平成27年10月19日
Trifolium repens L.	TWC-1	Grasslanz Technology Ltd. Tower Block, Ruakura Research Centre, East Street, Hamilton, New Zealand	第25284号 平成27年11月11日
Viola L.	フレアーインブルー	笈川勝之 神奈川県横浜市港北区新吉田町4236 笈川裕公 神奈川県横浜市港北区新吉田町4236	第28296号 平成27年11月24日

○経済産業省告示第百二十二号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第二十九条第二項の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項（平成二十六年経済産業省告示第八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年四月七日

経済産業大臣　林　幹雄

一のイ（2）中「規定する農水産業協同組合」の下に「及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」を加える。

○国土交通省告示第六百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

居残沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県南陽市荻

字居残沢五　三四一八番　一号及び二号

山形県南陽市小滝

字猪子沢二　五二番一　三号

五三番　四号

字猪子沢　一七七三番八一　五号

字猪子沢三　八〇番　六号から八号まで

○国土交通省告示第六百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　榎木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域